

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年11月4日

鳥取県知事 平井伸治

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第9条—第12条関係）	別表第2（第9条—第12条関係）
法第2条第6項 次に掲げる区域を除く鳥取県の区域	法第2条第6項 次に掲げる区域を除く鳥取県の区域

第1号の営業及びモーテル営業	(1) 略 (2) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道三朝温泉木地山線</u> （県道鳥取鹿野倉吉線と重複する区間を含む。以下同じ。）、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域	第1号の営業及びモーテル営業	(1) 略 (2) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道鳥取鹿野倉吉線</u> 、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域
略			略
法第2条第6項 第3号及び第5 号の営業、同条 第7項第2号の 営業並びに映像 送信型性風俗特 殊営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)～(7) 略 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道三朝温泉木地山線</u> 、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域 (9) 略	法第2条第6項 第3号及び第5 号の営業、同条 第7項第2号の 営業並びに映像 送信型性風俗特 殊営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)～(7) 略 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道鳥取鹿野倉吉線</u> 、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域 (9) 略
略			略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。